

# スターツおおたかの森ホール施設案内

2021.2.22 改訂

※ホール、ホワイエ、リハーサル室の机は共通のため、施設予約順となります。

所属階	名称	面積等	想定利用人数	内容	備考	
1階 2階	ホール	舞台利用時 1階/客席約 332㎡ 2階/客席約 169㎡ 1階/舞台約 156㎡（舞台袖含まず） （間口 15m、幅 17.5m、奥行き 9m） 2階/親子室約 9㎡、多目的室約 9㎡ 平土間利用時（観覧席後方収納） 約 422㎡	舞台利用時 全席 506席 1階/342席 （内車椅子席/4席） 2階/156席 2階/親子室 4席 2階/多目的室 4席	多様な文化芸術活動を展開できる多目的ホール。観覧席を前方及び後方に収納し、平土間として利用可能。	〈無料附属備品〉 ・机 50台/椅子 100脚 ※平土間利用時 〈有料附属備品〉 フルコンサートピアノ ・スタインウェイ（D274） ・ヤマハ（CFX） ・照明設備・音響装置他	
1階	ホワイエ	約 407㎡	—		〈無料附属備品〉 ・机 25台/椅子 50脚	
	ホール 附随 ※有料	楽屋（小1・小2）	約 10㎡×2室	各 4名	ホール利用時に利用可能。	
		楽屋（個室）	約 15㎡	1名		
		楽屋（大1・大2）	約 20㎡×2室	各 11名		
	リハーサル室	約 151㎡	50名	鏡面・レッスンバー設置（一面）。ホール予約時に同時に予約可能。	〈無料附属備品〉 ・机 25台/椅子 50脚 ・ホワイトボード 〈有料附属備品〉 フルコンサートピアノ ・ヤマハ（CFX）ホール兼用 ・照明設備・音響装置他	
スタジオ 1（電気音響利用）	約 45㎡	利用用途による	遮音性が高く、附属設備を活用しての多様な音楽活動が可能。ホール予約時に同時に予約可能。	〈無料附属備品〉 ・机 1台/椅子 5脚 〈有料附属備品〉 ・音響セット、その他		
スタジオ 2（生音利用）	約 45㎡			〈無料附属備品〉 ・机 2台/椅子 5脚 〈有料附属備品〉 ・アップライトピアノ		

2階	会議室 1	約 21 m <sup>2</sup>	12 名	間仕切壁収納により 1 室として利用可能。	〈無料附属備品〉 ・机 6 台/椅子 12 脚 ・ホワイトボード
	会議室 2	約 32 m <sup>2</sup>	16 名		〈無料附属備品〉 ・机 8 台/椅子 16 脚 ・ホワイトボード

## スーツおおたかの森ホール施設情報

■開館日	原則毎日の開館 ※ただし、舞台も含めた設備点検の保守、市及びホール主催等事業などによりご利用になれない日があります。
■開館時間 (窓口時間)	午前8時30分から午後10時 使用の相談、使用申請、取消、使用料のお支払いができます。
■施設利用可能時間	午前9時から午後10時
■各施設使用时间区分	【ホール、楽屋、リハーサル室、スタジオ、会議室】共通 午前…午前9時から正午、午後…午後1時から午後5時、夜間…午後6時から午後10時 午前・午後及び午後・夜間の2区分あるいは終日の3区分の連続使用ができます。 使用時間には、準備から片付け(原状回復)までの時間が含まれます。
■施設を連続使用できる期間	【ホール、楽屋、リハーサル室、スタジオ、会議室】共通 同一使用者が同一施設を引き続き14日間まで使用できます。
■所在地	〒270-0119 千葉県流山市おおたかの森北1-2-1
■連絡先	TEL : 04-7186-7638 FAX : 04-7155-5011

## 使用者の分類

①市内一般	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内に住所を有する個人、又は当該個人が過半数所属する市内団体</li><li>・市内に所在する事業所に勤務する個人、又は当該個人が過半数所属する市内団体</li><li>・市内に所在する学校に通学する個人、又は当該個人が過半数所属する市内団体</li></ul>
②市内営利	<ul style="list-style-type: none"><li>・①に該当する個人、又は団体のうち、下記に該当する個人、又は団体</li><li>・営利団体等が入場者と契約行為を行う場として使用する場合</li><li>・商品の広告、宣伝又は販売のために使用する場合</li><li>・販売又は放送することを目的として、撮影、録音又は録画の場として使用する場合</li><li>・自ら講習会（当該営利団体等の従業員の確保や資質向上のための研修又は会議等を実施する場合も含む）に使用する場合</li><li>・顧客又は株主のための文化講演会、観劇会、演奏会又は会議に使用する場合</li></ul>
③減免（5割）	<ul style="list-style-type: none"><li>・①に該当する個人、又は団体のうち、下記に該当する個人、又は団体</li></ul> <p><b>【ホール及び楽屋】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・使用期日において、市内に居住する中学生以下の者、満75歳以上の者及び障害者が使用する場合（※個人のみの利用に限る）</li><li>・使用期日において、市内に居住する中学生以下の者、満75歳以上の者及び障害者が構成員の過半数を占める市内の団体が使用する場合</li></ul> <p><b>【リハーサル室、スタジオ、会議室】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市又はその機関が共催者として使用する場合</li><li>・使用期日において、市内に居住する満18歳以下の者、満65歳以上の者及び障害者が使用する場合（※個人のみの利用に限る）</li><li>・使用期日において、市内に居住する高校生及び中学生以下の者、満65歳以上の者及び障害者が構成員の過半数を占める市内の団体が使用する場合</li></ul>
④減免（3割）	<ul style="list-style-type: none"><li>・①に該当する団体のうち、下記に該当する団体</li></ul> <p><b>【リハーサル室、スタジオ、会議室】</b>のみ該当。<b>【ホール及び楽屋】</b>については①の料金を適用。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市以外の官公署が主催者として使用する場合（ただし、流山市外に所在する官公庁は市外料金の3割減免）</li><li>・公の支配に属する教育、福祉団体等がその目的のために使用する場合</li><li>・社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体がその目的に使用する場合（流山市で登録している団体）</li></ul>
⑤市外一般	<ul style="list-style-type: none"><li>・①に該当しない個人、又は団体（※市民以外の者、市外に所在する事業所等）</li></ul>
⑥市外営利	<ul style="list-style-type: none"><li>・①に該当しない個人、又は団体（※市民以外の者、市外に所在する事業所等）の内、②に記載する営利行為を行う個人、又は団体</li></ul>

# 基準料金表

施設	区分	金額（単位：円）			
		午前	午後	夜間	終日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
ホール (ホワイエ含)	平日	21,592	36,870	43,388	101,850
	土日・休日	25,972	44,203	52,046	122,221
ホワイエのみ	平日	8,630	14,740	17,350	40,720
	土日・休日	10,380	17,680	20,810	48,870
楽屋・小1	平日	275	468	570	1,313
	土日・休日	336	570	662	1,568
楽屋・小2	平日	275	468	570	1,313
	土日・休日	336	570	662	1,568
楽屋・個室	平日	387	662	784	1,833
	土日・休日	458	794	947	2,199
楽屋・大1	平日	488	835	987	2,310
	土日・休日	590	1,008	1,171	2,769
楽屋・大2	平日	488	835	957	2,280
	土日・休日	580	987	1,161	2,728
リハーサル室	平日	3,941	6,701	7,903	18,545
	土日・休日	4,736	8,056	9,462	22,254
スタジオ1	平日	1,181	2,006	2,383	5,570
	土日・休日	1,425	2,424	2,831	6,680
スタジオ2	平日	1,171	1,996	2,342	5,509
	土日・休日	1,405	2,393	2,811	6,609
会議室1	平日	550	937	1,120	2,607
	土日・休日	662	1,130	1,334	3,126
会議室2	平日	845	1,436	1,690	3,971
	土日・休日	1,018	1,731	2,016	4,765

## 〈利用料金算出について〉

### 【市内一般】

- ・ 基準料金→10 円未満切り捨て
- ※条件により減免 5 割、減免 3 割の適用有り

### 【市内営利】

- ・ 基準料金×1.5→10 円未満切り捨て

### 【市外一般】

- ・ 基準料金×1.3→10 円未満切り捨て

### 【市外営利】

- ・ 基準料金×1.3×1.5→10 円未満切り捨て

# 附属設備利用料金

区分	附属設備名		単位	1回の利用料金 (円)
ホール用	ピアノ (椅子1脚付)	フルコンサートピアノ I スタインウェイ (D274)	1 台	13,240
		フルコンサートピアノ II ヤマハ (CFX)	1 台	8,140
	ビデオプロジェクター		1 台	3,300
リハーサル室用	ピアノ (椅子1脚付)	フルコンサートピアノ II ヤマハ (CFX)	1 台	6,110
スタジオ用	ピアノ (椅子1脚付)	アップライトピアノ	1 台	1,100
	スタジオ音響セット		1 式	1,100
	ドラムセット		1 式	650
	ギターアンプ		1 台	650
	ベースアンプ		1 台	650
	デジタルピアノセット		1 式	650
共通	ピアノ用	補助ペダル	1 台	100
		補助台	1 台	100
		調律料	1 回	実費
	指揮者台		1 台	550
	譜面台	指揮者用	1 台	210
		演奏者用	1 台	100
	椅子	演奏者用	1 脚	210
		ピアノ用 (背付)	1 脚	210
		ピアノ用 (背無)	1 脚	550
		コントラバス用 (背付)	1 脚	210
		コントラバス用 (背無)	1 脚	210
		チェロ用	1 脚	210
		客席用	1 脚	20

区分	附属設備名	単位	1回の利用料金 (円)
共通	譜面灯	1 灯	100
	机	1 台	210
	演台 (花台付)	1 式	1,100
	司会者台	1 台	550
	平台 (大)	1 台	320
	平台 (中)	1 台	210
	平台 (小)	1 台	100
	金屏風	1 双	1,650
	緋毛氈	1 枚	100
	上敷ござ	1 枚	100
	地絨	1 枚	550
	吊看板	1 式	210
	高座用座布団	1 枚	100
	長布団	1 枚	100
	上敷き	1 枚	100
	表彰盆	1 台	100
	水差し	1 組	100
	めくり台	1 台	100
	バレエ用シート	1 本	550
	ビデオプロジェクター (可搬型)	1 台	2,200
	可搬式スクリーン	1 式	1,100
	展示パネル	1 台	320
	展示パネル用照明	1 個	100
	市旗	1 枚	100
	国旗	1 枚	100

区分	附属設備名	単位	1回の利用 料金 (円)	
照明設備	調光装置	1 式	2,200	
	アッパーホリゾントライト	1 列	320	
	ロアーホリゾントライト	1 列	1,800	
	シーリングライト (客席灯)	1 列	100	
	センターピンスポット	1 台	1,100	
	スポットライトA (SF)	1 台	160	
	スポットライトB (凸F)	1 台	100	
	パーライト	1 台	100	
	スタンド	1 台	100	
	カラーフィルター	1 枚	実費	
	コンバージョンフィルター	1 枚	実費	
持込器具	1 kw	100		
音響装置	拡声装置 (吊SP/楽屋SP/操作卓)	1 式	1,100	
	マイクロフォン	ダイナミックマイク	1 本	550
		コンデンサーマイクA (モノラル)	1 本	1,100
		コンデンサーマイクB (ステレオ)	1 本	1,650
	ワイヤレスマイク	1 本	1,100	
	3点吊りマイク装置 (マイク含まず)	1 式	1,100	
	再生機器 (カセット/CD/DVD/BRay)	1 台	870	
	録音機器 (録音媒体含まず)	1 台	870	
	ポータブルPAシステム (調整室外)	1 式	550	
	マルチボックス (一式/オプション)	1 台	550	
	ダイレクトボックス	1 台	550	
	マイクスタンド	1 本	100	
	スピーカー (舞台前置は片側3台で1台)	1 台	550	
持込器具 (1kwあたり・上限2,200円)	1 kw	100		

## 〈附属設備利用料金について〉

- ・ 附属設備利用料金において1回の利用料金とは、9時～12時まで、13時～17時まで、18時～22時までの単位に区分したもののうち1つの単位あたりの利用料金です。終日の場合は、1回の利用料金に3を乗じた額となります。
- ・ 附属設備利用料金については、減免及び市外等の適用はありません。
- ・ 追加で机及び椅子を使用する場合は、追加分について、附属設備利用料金に定める利用料金を徴収します。
- ・ 附属設備利用料金は利用当日に徴収します。